

富山県人材確保・活躍推進協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県と厚生労働省富山労働局（以下「富山労働局」という。）が少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等構造的な課題や、県民生活の維持に不可欠な分野（エッセンシャルワーク分野）を中心とした深刻な人材不足への対応、物価上昇を上回る持続的な賃金の引上げの実現等による経済の活性化と県民のウェルビーイング向上を目指すため、多様な人材の確保・活躍に関する重要課題を双方が共有し、課題に向けての共通の目標を掲げ、一体的かつ総合的な対策を実現することを目的として締結する。

(事業内容・運営協議会の開催)

第2条 富山県及び富山労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組みやその成果目標を実施計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の実施計画に係る事項は、富山県及び富山労働局で組織する運営協議会で定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 富山県知事及び富山労働局長は、それぞれが取り組む人材確保・活躍推進に係る施策の効果的な実施に向け、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 富山県知事及び富山労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく人材確保・活躍推進の取組みにおいて、富山県及び富山労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、富山県及び富山労働局が協議をして定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、富山県知事及び富山労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月24日

富山県知事



厚生労働省富山労働局長

